

Q73 親亡き後の財産管理

知的障害のある子どもについて、親が亡くなった後の子どもの財産管理、介護について相談を受けました。どうすればいいでしょうか。

まず、子どもが未成年の場合、親が行ってきた財産管理をはじめ介護の方針を決めるなどの権利義務を果たす人がいなくなってしまうから、親の代わりにこうした判断や法律行為を行う後見人を付すことになります。この未成年後見人は、その時点で、子ども本人または親族その他の利害関係人の請求によって、家庭裁判所が選任することになります。

次に、子どもが成年の場合には、知的障害の程度によって、法定後見制度の後見、保佐、補助を開始してもらい、能力に応じて本人の財産管理や介護その為の法律行為を代理してもらったり、一緒に考えてもらったりなどして、本人の能力に応じた手助けをしてもらうことができます。この法定後見制度の利用は、本人、四親等内の親族らが申立権者となって家庭裁判所に申立てを行います。申立ての際、日常から事実上面倒をみてくれた親代わりの立場にある人を後見、保佐、補助人の候補者として、申立てを行ってはどうか。裁判所はこれに必ずしも拘束されるものではありませんが、実情に沿うのであれば、こうした意見を採用してもらうことができます。

しかし、以上の方法は、親の亡くなった後に手当てする手続きですから、必ずしも親の思い通りに事が運ぶとは言えません。そこで、確実に親の意向の実現を図るには、予め、親が遺言を作成し、その中で親権者にかわる後見人を指定しておくことが有効な方法です。親としては、できれば自分の意にかなった適切な人物に財産管理や介護をお願いしたいと考えているわけですから、適切な人を予め指定しておくことが望ましいと思います。

また、子どもが未成年の場合も、成年の場合にも、親の死後に備えて任意後見契約を締結する方法も一考です。子どもに意思能力がある場合、子が成年者なら、親の事実上の援助のもとに、子どもが未成年者なら親が同意をして、子ども自身が自分を本人とする任意後見契約を作成しておきます。残念ながら、子どもに意思能力がない場合には、この方法の利用は難しいものと思われます。

任意後見は、任意後見監督人が必ず付される点で後見人の権限の濫用を防ぐことができ安心ともいえますが、任意後見人には取消権がないため、浪費傾向がある場合には不向きといえます。

親の行う遺言や子どもの結ぶ任意後見契約の中では、介護等身の回りのことに関して、委任する事務を広く選択することができます。

どの方法を探るにしても、子どもの判断能力に応じて、支援の法的方法も異なってきますので、子どもの能力を活かしながら、自立を手助けするように用意し

たいものです。